

加 監 第 24 号  
平成29年8月24日

加東市長 安 田 正 義 様

加東市監査委員 高 橋 優  
加東市監査委員 小 西 勝 之  
加東市監査委員 石 井 雅 彦

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査  
意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施した結果、下記のとおり意見書を提出する。

記

第1 審査の概要

1 審査の対象

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年8月4日の1日間

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、算定根拠資料や関係資料との照合、確認を行い、次いで、算定手順の妥当性を判断するため、担当職員にヒアリングを実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているものと認められた。

## 第3 各比率について

健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりである。

### 【健全化判断比率】

(単位：％)

|                 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 早期健全化<br>基 準 | 財政再生<br>基 準 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-------------|
| 実 質 赤 字 比 率     | —      | —      | —      | —      | —      | 13.06        | 20.0        |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | —      | —      | —      | —      | —      | 18.06        | 30.0        |
| 実 質 公 債 費 比 率   | 11.1   | 8.9    | 6.7    | 5.9    | 5.1    | 25.0         | 35.0        |
| 将 来 負 担 比 率     | —      | —      | —      | —      | —      | 350.0        |             |

- (注) 1. 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は「—」で表示した。  
 2. 実質公債費比率は3か年平均である。  
 3. 将来負担比率に係る財政再生基準はない。  
 4. 将来負担比率がマイナスとなる場合は「—」で表示した。  
 5. 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、各健全化判断比率に対する地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

### 【資金不足比率】

(単位：％)

|               | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 経営健全化<br>基 準 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| 水 道 事 業 会 計   | —      | —      | —      | —      | —      | 20.0         |
| 下 水 道 事 業 会 計 | —      | —      | —      | —      | —      | 20.0         |
| 病 院 事 業 会 計   | —      | —      | —      | —      | —      | 20.0         |

- (注) 1. 資金不足が生じていない場合は「—」で表示した。  
 2. 経営健全化基準の数値は、資金不足比率に対する地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

## （１）実質赤字比率

平成２８年度の実質赤字比率は、対象会計である一般会計において実質収支が黒字となり、実質赤字額が生じないため、算定されない。このため、該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと△３.６１％（前年度△６.７８％）となっている。

$$\text{実質赤字比率（一）\%} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（一）}}{\text{標準財政規模 11,926,454 千円}} \times 100$$

（注）実質赤字比率とは、一般会計等を対象として、実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

### ○一般会計等の実質収支額

（単位：千円、△：減）

| 項 目            |        | 平成２７年度     | 平成２８年度     | 増 減       |
|----------------|--------|------------|------------|-----------|
| 歳 入            | 一般会計 ① | 19,021,518 | 19,892,511 | 870,993   |
| 歳 出            | 一般会計 ② | 18,137,405 | 19,448,299 | 1,310,894 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 ③ |        | 75,040     | 13,180     | △61,860   |
| 実質収支額 ①－②－③    |        | 809,073    | 431,032    | △378,041  |

### ○標準財政規模

（単位：千円、△：減）

| 項 目          | 平成２７年度     | 平成２８年度     | 増 減      |
|--------------|------------|------------|----------|
| 標準税収入額       | 7,510,200  | 7,736,102  | 225,902  |
| 普通交付税額       | 3,409,181  | 3,379,917  | △29,264  |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 1,000,492  | 810,435    | △190,057 |
| 計            | 11,919,873 | 11,926,454 | 6,581    |

（注）標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常一般財源の規模を示すものである。

## （２）連結実質赤字比率

平成２８年度の連結実質赤字比率は、介護保険サービス事業特別会計が打切り決算により実質収支は赤字となったが、連結実質赤字額が生じないため、算定されない。このため該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと△33.23%（前年度△32.74%）となっている。

$$\text{連結実質赤字比率（一）\%} = \frac{\text{連結実質赤字額（一）}}{\text{標準財政規模 11,926,454 千円}} \times 100$$

（注）連結実質赤字比率とは、一般会計のほか特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象として、実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

○連結実質収支額 一般会計のほか特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計

（単位：千円、△：損失、減）

| 会 計                             |                | 実質収支額又は資金剰余（不足）額 |           |          |
|---------------------------------|----------------|------------------|-----------|----------|
|                                 |                | 平成２７年度           | 平成２８年度    | 増 減      |
| 一般会計等                           | 一般会計           | 809,073          | 431,032   | △378,041 |
| 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計 | 国民健康保険特別会計     | 81,247           | 101,124   | 19,877   |
|                                 | 後期高齢者医療特別会計    | 10,638           | 12,179    | 1,541    |
|                                 | 介護保険保険事業特別会計   | 100,546          | 87,948    | △12,598  |
|                                 | 介護保険サービス事業特別会計 | 96               | △19,041   | △19,137  |
| 公 営 企 業 会 計                     | 水道事業会計         | 2,651,982        | 2,810,382 | 158,400  |
|                                 | 下水道事業会計        | 131,228          | 119,753   | △11,475  |
|                                 | 病院事業会計         | 117,852          | 420,137   | 302,285  |
| 計                               |                | 3,902,662        | 3,963,514 | 60,852   |

### (3) 実質公債費比率

平成28年度の実質公債費比率は5.1%となっており、前年度に比べ0.8ポイント低下し、早期健全化基準25.0%を下回っている。

地方債発行については協議団体となる18%未満となっており良好な状態を示している。

(単位：%)

|        | 実質公債費比率(単年度) | 実質公債費比率(3か年平均) |        |        |        |        |
|--------|--------------|----------------|--------|--------|--------|--------|
|        |              | 平成24年度         | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 平成22年度 | 13.6         | 11.1           | 8.9    | 6.7    | 5.9    | 5.1    |
| 平成23年度 | 11.9         |                |        |        |        |        |
| 平成24年度 | 7.8          |                |        |        |        |        |
| 平成25年度 | 6.9          |                |        |        |        |        |
| 平成26年度 | 5.3          |                |        |        |        |        |
| 平成27年度 | 5.4          |                |        |        |        |        |
| 平成28年度 | 4.6          |                |        |        |        |        |

(注) 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。通常、3か年の平均値を使用する。

#### ◇平成28年度の実質公債費比率(単年度)

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率 } 4.6\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 \\
 &= \frac{(1,765,046 \text{ 千円} + 1,220,595 \text{ 千円}) - (228,529 \text{ 千円} + 2,311,528 \text{ 千円})}{11,926,454 \text{ 千円} - 2,311,528 \text{ 千円}} \times 100
 \end{aligned}$$

A 地方債元利償還金

B 準元利償還金

C 特定財源

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E 標準財政規模

#### (4) 将来負担比率

平成28年度の将来負担比率は、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計額が、将来負担額を上回るため、比率は算定されない。このため、該当なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として本比率をマイナス数値で示すと△95.5%となる。

##### ◇平成28年度の将来負担比率

$$\begin{aligned}\text{将来負担比率（一）} &= \frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100 \\ &= \frac{32,851,970 \text{ 千円} - (11,726,148 \text{ 千円} + 1,910,593 \text{ 千円} + 28,405,358 \text{ 千円})}{11,926,454 \text{ 千円} - 2,311,528 \text{ 千円}} \times 100\end{aligned}$$

A 将来負担額

B 充当可能基金額

C 特定財源見込額

D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E 標準財政規模

F 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(注) 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

## ○将来負担額

(単位：千円、△：減)

| 項 目                                    | 平成 2 7 年度  | 平成 2 8 年度  | 増 減       |
|----------------------------------------|------------|------------|-----------|
| 一般会計等の前年度末地方債現在高                       | 19,420,459 | 20,452,542 | 1,032,083 |
| 債務負担行為に基づく支出予定額                        | 0          | 0          | 0         |
| 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 | 11,333,129 | 10,392,652 | △940,477  |
| 組合等の地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額             | 1,342,854  | 1,364,693  | 21,839    |
| 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額                 | 746,912    | 642,083    | △104,829  |
| 市が設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額             | 0          | 0          | 0         |
| 連結実質赤字額                                | 0          | 0          | 0         |
| 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額           | 0          | 0          | 0         |
| 計                                      | 32,843,354 | 32,851,970 | 8,616     |

## (5) 資金不足比率

平成28年度の3会計の資金不足比率は、3会計とも資金不足が生じていないため、比率は算定されない。このため該当数値なしを意味する―（ダッシュ）表示となっている。なお、参考として黒字額の比率をマイナス数値で示すと水道事業会計で△258.6%（前年度△243.9%）、下水道事業会計で△14.2%（前年度△15.2%）、病院事業会計で△27.3%（前年度△9.1%）になっている。

### ◇資金不足比率

$$\begin{array}{lcl} \text{水道事業会計} & & \\ \text{資金不足比率（一）\%} & = & \frac{\text{資金の不足額（一）}}{\text{事業の規模 1,086,694 千円}} \times 100 \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{下水道事業会計} & & \\ \text{資金不足比率（一）\%} & = & \frac{\text{資金の不足額（一）}}{\text{事業の規模 844,915 千円}} \times 100 \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{病院事業会計} & & \\ \text{資金不足比率（一）\%} & = & \frac{\text{資金の不足額（一）}}{\text{事業の規模 1,536,773 千円}} \times 100 \end{array}$$

資金の不足額＝（流動負債＋建設改良等以外に充てた地方債現在高－流動資産）  
－解消可能資金不足額

事業の規模 ＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

（注）資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業の規模に対する比率である。



○資金の不足額

(単位：千円、△：減)

| 区 分     |                      | 平成 2 7 年度  | 平成 2 8 年度  | 増 減      |
|---------|----------------------|------------|------------|----------|
| 水道事業会計  | 流動負債 a               | 556,409    | 366,373    | △190,036 |
|         | 控除企業債等 b             | 54,296     | 28,067     | △26,229  |
|         | 控除引当金等 c             | 14,663     | 5,284      | △9,379   |
|         | 算入地方債 d              | 0          | 0          | 0        |
|         | 流動資産 e               | 3,136,750  | 3,142,130  | 5,380    |
|         | 貸倒引当金 f              | 2,682      | 1,274      | △1,408   |
|         | 解消可能資金不足額 g          | 0          | 0          | 0        |
|         | 資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g | △2,651,982 | △2,810,382 | △158,400 |
| 下水道事業会計 | 流動負債 a               | 1,654,055  | 1,601,039  | △53,016  |
|         | 控除企業債等 b             | 1,267,545  | 1,266,381  | △1,164   |
|         | 控除引当金等 c             | 4,393      | 4,448      | 55       |
|         | 算入地方債 d              | 0          | 0          | 0        |
|         | 流動資産 e               | 511,415    | 448,208    | △63,207  |
|         | 貸倒引当金 f              | 1,930      | 1,755      | △175     |
|         | 解消可能資金不足額 g          | 0          | 0          | 0        |
|         | 資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g | △131,228   | △119,753   | 11,475   |
| 病院事業会計  | 流動負債 a               | 317,164    | 289,685    | △27,479  |
|         | 控除企業債等 b             | 54,637     | 54,167     | △470     |
|         | 控除引当金等 c             | 138,079    | 133,426    | △4,653   |
|         | 算入地方債 d              | 0          | 0          | 0        |
|         | 流動資産 e               | 241,980    | 522,189    | 280,209  |
|         | 貸倒引当金 f              | 320        | 40         | △280     |
|         | 解消可能資金不足額 g          | 0          | 0          | 0        |
|         | 資金の不足額 a-b-c+d-e-f-g | △117,852   | △420,137   | △302,285 |

(注) 各年度の資金の不足額の数値は、マイナスの場合は黒字を示している。

## 第4 結 び

当年度の本市における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、引き続き良好な状況にある。

また、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、単年度比率、3か年比率ともに前年度に比べ低下している。

しかしながら、今後、小中一貫校の建設の進捗や一部事務組合などの大規模な投資的経費の増加や、交付税算入のない起債発行の増加などが続けば、将来負担比率等に影響を及ぼすものと見込まれる。

引き続き長期的展望に立ち、実質公債費比率等各比率の動向を見極め、各世代の負担が公平となるよう、業務の有効性、効率性、必要性を検討しながら、健全でバランスのとれた財政運営をお願いしたい。

### 《一般会計等》

地方公共団体の会計のうち、地方公営企業会計（公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計等）以外のものが該当し、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲である。本市の場合は、一般会計等は一般会計のみとなる。